

《広島県の放置艇対策について》

1 全国における比較

○広島県はプレジャーボート数がダントツ1位

○放置艇数も広島県が最も多い

○広島湾では、市内河川に多くの放置艇が集積

放置艇って何？

所有者等が乗船しておらず、直ちに移動ができないような状態で海や河川に係留された船舶のことをいいます。

全国のプレジャーボートの **1割近くが広島県に集中！**

- ・ 全国197,018隻のうち、広島県は16,441隻（8.3%）
- ・ このうち、11,903隻（72.4%）が放置艇（平成22年度PB全国実態調査結果）

ベスト5はこの県だ！

第1位	広島県	16,441
第2位	岡山県	10,704
第3位	静岡県	9,963
第4位	兵庫県	9,745
第5位	神奈川県	8,809



第6位	愛知県	8,406
第7位	愛媛県	8,147
第8位	長崎県	8,088
第9位	山口県	6,941
第10位	香川県	6,286
第11位	和歌山県	5,801
第12位	福岡県	5,746
第13位	鹿児島県	5,639
第14位	熊本県	5,330
第15位	大分県	4,920
第16位	三重県	4,865
第17位	滋賀県	4,779
第18位	茨城県	4,763
第19位	高知県	4,609

第20位	千葉県	4,504
第21位	宮城県	4,418
第22位	徳島県	4,075
第23位	宮崎県	3,787
第24位	新潟県	3,721
第25位	北海道	3,549
第26位	大阪府	3,305
第27位	沖縄県	3,217
第28位	島根県	3,090
第29位	石川県	2,426
第30位	富山県	2,299
第31位	東京都	2,253
第32位	京都府	2,228
第33位	福井県	1,952

第34位	青森県	1,858
第35位	鳥取県	1,643
第36位	秋田県	1,460
第37位	佐賀県	1,455
第38位	福島県	1,129
第39位	埼玉県	1,119
第40位	山形県	854
第41位	岩手県	806
第42位	長野県	769
第43位	栃木県	364
第44位	奈良県	262
第45位	岐阜県	239
第46位	山梨県	232
第47位	群馬県	22

都道府県別プレジャーボート数の状況一覧

※瀬戸内海沿岸11府県は、 で示す。

合計	197,018
----	---------

2 広島県のプレジャーボートの状況

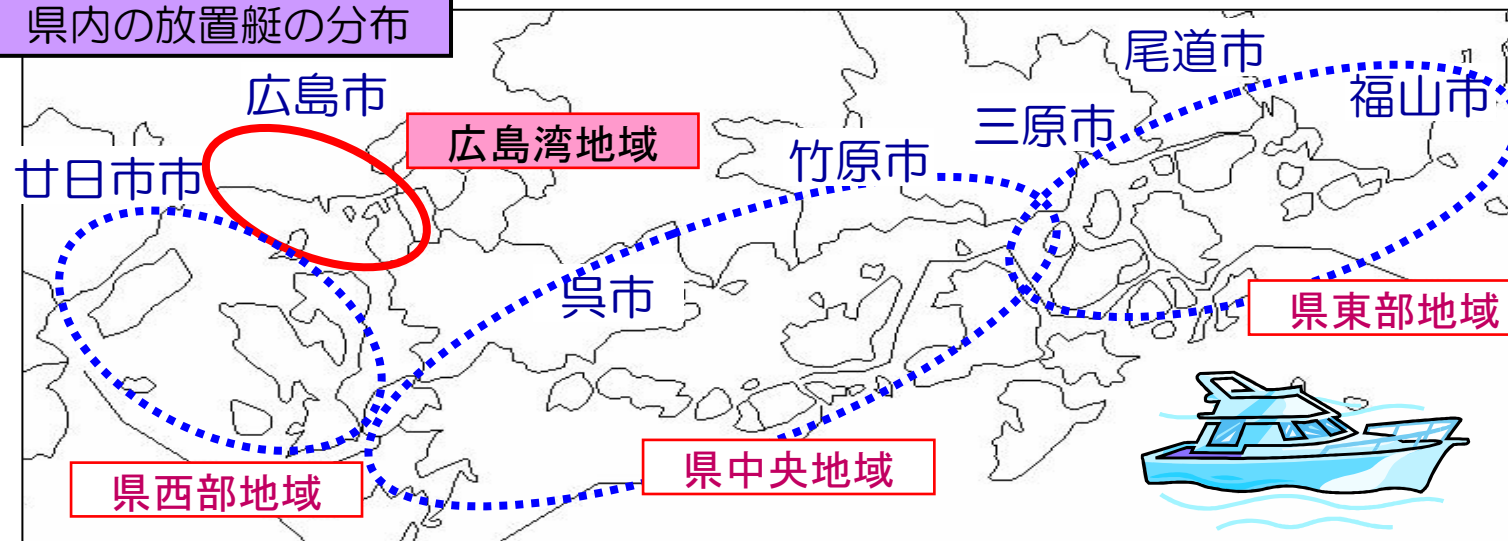
① 広島県全域における放置艇数の推移

調査年度	P B 総数	放置艇数	放置艇率
平成 8 年度	19,131隻	17,066隻	89.2%
平成 1 4 年度	21,382隻	16,440隻	76.9%
平成 1 8 年度	23,427隻	15,114隻	64.5%
平成 2 2 年度	16,441隻	11,903隻	72.4%
H18-H22差引	△6,986隻	△3,211隻	—

② 広島湾地域における放置艇数の推移

調査年度	P B 総数	放置艇数	放置艇率
平成 8 年度	4,474隻	3,889隻	86.9%
平成 1 4 年度	4,954隻	2,925隻	59.0%
平成 1 8 年度	4,814隻	2,215隻	46.0%
平成 2 2 年度	3,449隻	1,576隻	45.7%
H18-H22差引	△1,365隻	△639隻	—

県内の放置艇の分布



広島県地域別プレジャーボート数の状況一覧

③ 放置艇減少の要因

- 公的係留保管施設の整備
- 放置艇対策の実施効果

地 域	P B 総数	うち放置艇数
広島湾地域	3,449隻	1,576隻
県東部地域	6,122隻	4,957隻
県中央地域	5,570隻	4,371隻
県西部地域	1,300隻	999隻
合 計	16,441隻	11,903隻

3 放置艇対策の必要性

- 放置艇の社会問題化
- 特に、平成3年の台風19号による被害が契機

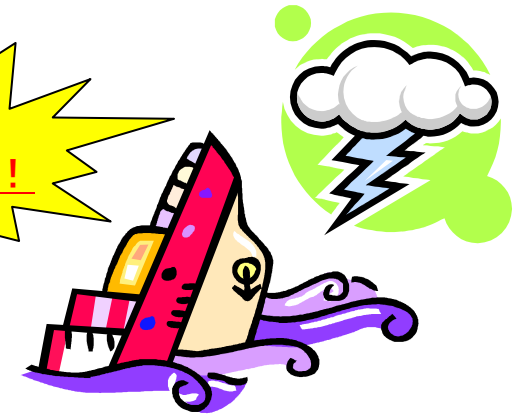
《放置艇の社会問題化とは》

- ① 係留場所の私物化・私権化（排他的利用）
- ② 無秩序な船の集積による船舶航行の阻害
- ③ 高潮や洪水災害の助長，河川の流水阻害
- ④ 沈廃船化 ⇒ 沈船からの油流出による水質汚濁
- ⑤ ゴミの不法投棄，違法駐車，騒音，景観の悪化

放置艇対策
の実施

プレジャーボート
の適正保管の推進

放置は危険！



4 放置艇対策の取組内容

○プレジャーボート対策連絡協議会の設立

三水域管理者（港湾・河川・漁港）の連携強化を図るため、昭和61年度、関係機関により設立
国（地方整備局・運輸局・海上保安部） 県（港湾・河川・漁港・警察本部） 市（港湾・河川・水産）

- 公的係留保管施設の整備（ボートパーク広島など）
- 規制区域の指定（港湾法・河川法・漁港漁場整備法）
- プレジャーボート適正保管のための広報啓発活動

5 今後の取組方針

今後とも、港湾，河川，漁港の三水域管理者が緊密に連携しながら、さらなる規制区域の指定拡大を行う。

☀ 平成24年10月1日新規指定施行：広島港江波地区



放置艇が橋脚に衝突⇒流水阻害や油漏れ，橋脚の破壊等を引き越す。

6 広島湾地域の規制区域及び公的係留保管施設

